



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部
NEWS LETTER

2022年2月8日発行 第76号
事務局長 小島 彬
TEL/FAX : 077-589-3724
Email : akrkojima@ybb.ne.jp

【報告】あいは野演習場の実態

(あいは野平和運動連絡会) 泉 勝男

あいは野演習場は高島市中央部に位置する 2,433 ha の原野に存在する基地です。

陸上自衛隊中部方面隊で最大の演習場で、日米地位協定により米軍との共同使用施設で年間 6 週間以内の使用が決まっています。中部方面隊傘下の各部隊から年間延約 30 万人が来演 (約 350 日間)、殆ど毎日演習が繰り返されており、高島市民はほぼ年間を通じて演習騒音に悩まされています。実弾射撃約 150 日・ヘリ飛行訓練約 200 日・市街地徒歩訓練約 30 回・東富士に次ぐ規模である 6 棟の都市型戦闘訓練施設では年間 6,000 人が演習に加わります。陸上自衛隊今津駐屯地には約 700 名の隊員が組織され、その中には全国で唯一あいは野だけにある 50 名の「移動監視隊」が常時レーダー映像等で上空を監視し、全国で二つだけの 30 名の「無人偵察機隊」が無人ヘリコプター 5 機を擁して存在しています。

無人ヘリコプターは、「敵国」の情報を収集する陸自初の部隊。隊員は約 30 人。全長 5 m、幅 1 m、重量約 275 キロ。他国領空を飛び回り、収集した地上の部隊配置や移動状況などの情報を自軍に伝達して、先制攻撃に導きます。航空自衛隊今津駐屯地には約 170 名の隊員が組織され、迎撃ミサイル PAC 3 が配置され全国各地に移動展開されています。



無人ヘリコプター

昨年から今年にかけて新型コロナウイルスが猛威を振るう中、饗庭野では、コロナパンデミックの終息に逆行する 18 回目の日米合同訓練が 6 月 18 日から 7 月 11 日まで行われました。アメリカのシリア

空爆や中国の挑発的な行動による中東・台湾情勢の緊張、自公政権による「敵基地先制攻撃能力」の保持が叫ばれる中、共同訓練はアジアと世界の緊張と不安を煽るものとなりました。訓練には、米陸軍 1,700 人、陸自 3,000 人が参加、饗庭野以外に北海道から九州まで全国 7 か所の演習場を結ぶ国内最大規模の実働訓練となりました。

最大の特徴は、インド太平洋地域での対中国戦略として、離島に高機動ロケット砲や、パトリオット、サイバー部隊などを配置し、中国の地上施設や艦船、航空機、通信システム、人口衛星などへの攻撃を想定。自衛隊の海外派兵に備え、米軍から市街地戦闘訓練などを学ぶ日本防衛とは全く無縁な海外参戦の「人殺し訓練」でありました。

この訓練最中 6 月 23 日、又しても、120 ミリ迫撃砲誤爆事件が発生。饗庭野では 2015 年以降 4 年間に 3 回もの重大事故 (重機関銃民家被弾事件、81 ミリ迫撃砲誤爆事件、81 ミリ I R 照明弾演習場外落下事件) があり、今回の事故を受け高島市民の不安と怒りは頂点に達しました。

饗庭野演習場は、東西 6 ~ 7 km、南北 4 ~ 5 km。しかし、訓練に使う迫撃砲や重機関銃などの射程距離はこれよりも遠く、実弾訓練には狭すぎる演習場です。その上、射撃訓練が年間 200 日を超えるなど、訓練が過密となっており、実弾訓練を中止する以外に解決策はありません。

事故後、中止されていた実弾射撃訓練について、福井高島市長は 21 日、陸自が示していた、演習場外に実弾が出ないように制限するという再発防止策について「一定の評価ができる内容」とし、訓練により練度を高める必要性を十分に理解できるとして再開を容認しました。しかし、これら再発防止策には、科学的な根拠が乏しく「自衛隊員個人のミス」として、早期に決着させ、実弾射撃訓練の早期再開有りを目論むもので、私たちが納得させるものではあ

りません。こうした自衛隊の訓練強化の背景には、自公政権による憲法9条の改憲策動があります。

総選挙では、「野党共闘で政権交代を始めよう」と闘いましたが、自公政権の継続を許す残念な結果になり、自公と維新に衆議院の3分の2の議席を許し、改憲の危険性が拡大しました。

安倍・菅改憲路線を引継ぎ、在任中の憲法改定を公言する岸田首相の野望を絶対に阻止しなければなりません。今年が参議院選挙の年。改憲阻止とともに、今年発効した核兵器禁止条約の署名・批准、沖縄新基地建設反対など、平和の課題に切れ目はありません。直ちに活動を強めましょう。

福島第一原発事故から10年余りが経過しました。小児の甲状腺がんが多発しており、このほど裁判の申立てが行われました。井戸弁護士団長の報告です。

【報告】311子ども甲状腺がん裁判提訴の報告 個人分会会員（弁護士）井戸 謙一

1月27日東京地裁に「311子ども甲状腺がん裁判」が申し立てられた。私は、原告団の弁護士を務めているので、その報告をさせていただきたい。

原告団は、福島原発事故当時、福島県内で居住し、その後小児甲状腺がんを発症した17歳から27歳の6人の若者であり（事故当時は6歳～16歳）、被告は東京電力であり、請求金額は1人1億1,000万円～8,800万円である。自分たちが小児甲状腺がんにかかった原因は福島原発事故であると主張している。

本来、小児甲状腺がんは、1年間に100万人中1～2人しか発生しない稀ながんである。これが、原発事故後の福島で、わかっているだけで293人もの発症が確認されている。甲状腺がん発症の第一の原因は被ばくである。福島の若者たちは誰もが相当量の被ばくをした。素直に考えれば、この多発の原因は福島原発事故による被ばくしか有り得ない。

しかし、政府も福島県も、スクリーニング効果だの、過剰診断論などという理屈で被ばく由来であることを否定して、東電を守ろうとしている。水俣病、イタイイタイ病等、公害や薬害で繰り返されてきたことがまた行われている。チェルノブイリ原発事故

では数千人の小児甲状腺がん患者が発生したし、すべてのがんによる死者は、一番少なく見積もったIAEAでも、4,000人である。福島事故で放出された放射性物質が仮にチェルノブイリ事故の7分の1だったとしても、住民の健康被害がないはずがない。政府がすべきことは健康被害の有無をしっかりと調査し、データを市民に公開して幅広く議論し、被ばくによる被害者にしっかりと補償することである。しかし、この国の政府は、福島事故による住民の健康被害はないものと頭から決めつけている。そのため、小児甲状腺がんにかかった若者たちは、「被ばくが原因ではないか」という疑問を口にすることすらできず、苦しんできた。口に出せば、福島の復興を妨害する「風評加害者」としてバッシングされる。しかし6人の若者は、苦しんだ末、このまま泣き寝入りはできないと、提訴する決断をした。6人は全員が片葉摘出術を受け、4人は再発して全摘となり、あえて放射性物質を服用する過酷なRAI治療を受け、あるいは受けようとしている。甲状腺を失った4人は、生涯ホルモン剤の服用が必要である。再発を繰り返し、4回も手術をした若者がいる。肺に転移した若者がいる。再手術が必要だと言われている若者もいる。小児甲状腺がんは軽い病気ではない。誰もが進学や就職に支障をきたし、再発に怯え、将来が見えないつらい思いを抱いている。彼らは将来の医療費が心配だが、医療保険に入ることもできない。正当な補償を求めるのは当然である。しかし、そのことだけが提訴の理由ではない。自分たちが矢面に立つことによって、同じように苦しんでいるだろう300人近い若者たちに勇気を持ってほしい、そして、原爆被爆者と同じように、将来の医療費や生活費の支援の枠組みを作ってほしい、彼らはそう願っている。長い闘いになる。クラウドファンディングも始まった。是非ご支援をお願いしたい（下記アドレス参照）。

<https://readyfor.jp/projects/311supportnetwork>

（お知らせ）

「2022 原発のない社会へびわこ集会」：3月5日大津市膳所城址公園と生涯学習センターにて開催、畑明郎会員の講演「イタイイタイ病とフクシマ」など。